装管調第８９１３号
令和３年６月１５日

長官官房審議官
長官官房総務官
装備政策部長
プロジェクト管理部長　殿
調達管理部長
調達事業部長

防衛装備庁長官
（公印省略）

プロジェクト管理及び価格算定に係る次期システム検討委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、プロジェクト管理及び価格算定に係る次期システム検討委員会の設置について（装管調第１３０００号。３０．９．２６）は、令和３年６月１５日をもって廃止する。

添付書類：別紙
写送付先：防衛技監、長官官房各装備官、長官官房人事官、長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房各装備開発官、長官官房艦船設計官、技術戦略部長、施設等機関の長

別紙

プロジェクト管理及び価格算定に係る次期システム検討委員会設置要綱

（設置）

第１　装備品等及び役務の調達において、プロジェクト管理及び価格算定のためのシステムについて検討を行うため、防衛装備庁に、プロジェクト管理及び価格算定に係る次期システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（実施計画の作成）

第２　検討委員会は、プロジェクト管理及び価格算定のためのシステムの検討に当たっては、システムの実現までに実施すべき事項について実施計画を作成し、進捗状況を管理するものとする。

（構成）

第３　検討委員会の構成は、次のとおりとする。

⑴　委　員　長　調達管理部長

⑵　委　　員　プロジェクト管理部事業計画官
調達管理部調達企画課長
調達管理部原価管理官
調達事業部需品調達官

（運営）

第４　委員長は、検討委員会の事務を総理する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、第３第１項第２号に掲げる者以外の者を検討委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

（検討部会）

第５　プロジェクト管理及び価格算定のための基盤整備に関する専門的な事項について検討を行うため、検討委員会の下に、プロジェクト管理システム検討部会及びコストデータバンク活用検討部会（以下「各検討部会」という。）を置く。

２　各検討部会は、委員長が指名する部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

３　部会長は、検討委員会の指示する事項について検討を行い、当該検討の結果を検討委員会に報告するものとする。

４　部会長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

（検討事項等）

第６　プロジェクト管理システム検討部会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

⑴　ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル（以下「パ

イロットシステム」という。）のライフサイクルコスト管理機能及びＥＶＭ（Ｅａｒｎｅｄ　Ｖａｌｕｅ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ）機能の活用に関すること。

⑵　パイロットシステムの次期システムの各機能に関すること（既製品のソフトウェアの導入を含む。）。

⑶　プロジェクト管理を円滑に実施するための体制、枠組み、制度等の基盤整備に関すること。

２　コストデータバンク活用検討部会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

⑴　パイロットシステムから次期中央調達システムへのコストデータの移行に関すること。

⑵　次期中央調達システムのコストデータバンク機能の活用に関すること（前項第２号の既製品のソフトウェアの利活用を含む。）。

⑶　コストデータの収集管理及びその活用要領の策定並びに教育・研修の在り方に関すること。

３　各検討部会は、前２項の検討事項について、関係部局と必要な調整を行うものとする。

４　各検討部会は、相互に連携し協力するものとする。

５　各検討部会は、ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデルの利用及び運用管理要綱について（装官総第２５１６号。令和元年６月２０日）別紙第６の規定により設置されたパイロットシステム運用調整会議と連携し協力するものとする。

（事務局）

第７　検討委員会の運営に必要な事務及び各検討部会における検討事項等の進捗状況の管理を行うため、検討委員会の下に、事務局を置く。

２　事務局は、委員長が指名する事務局長及び事務局員をもって組織する。

３　事務局長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

（庶務）

第８　検討委員会の庶務は、事務局において処理する。

２　プロジェクト管理システム検討部会の庶務はプロジェクト管理部事業計画官において、コストデータバンク活用検討部会の庶務は調達管理部原価管理官においてそれぞれ処理する。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は委員長が、各検討部会の運営に必要な事項は部会長がそれぞれ定める。